

4月6日(金)まで 窓口を延長しています

【延長時間】
平日 午後7時まで
土・日曜日 3月31日(土)・4月1日(日)
午前9時～午後5時

【開庁窓口】 市民課・税務課

対象業務

【市民課】

- ・住民異動届の受付
- ・住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本などの交付、印鑑登録の受付

※住民基本台帳カード・公的個人認証に関する手続きおよび税に関する証明書の交付はできません。

※本人、世帯員以外の代理人の方が住所異動や世帯主変

更の届け出をする場合は委任状が必要になります。

※他市町村・他機関に確認の必要がある場合など、手続きができないことがありますので、ご了承ください。

◇届け出の際に本人確認書類の提示をお願いします。

住所変更の届け出には、戸籍の届け出と同様に虚偽の届け出を防止し、市民の個人情報を保護するため、本人確認を行っていますので、本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳など)をご持参願います。

問 市民課(内線2313・2319・2321)

【税務課】

- ・納税
 - ・納税相談
- 問** 税務課(内線3145)



証明手数料等について

震災により、被災手続きに使用する住民票、印鑑証明書、税証明などの各種証明手数料および震災死亡による斎場使用料について免除(無料)としてきましたが、4月1日より、これら証明書手数料および斎場使用料は有料となりますのでお知らせします。

問 市民課(内線2313)

居所の情報提供(お願い)

震災後、さまざまな理由により住所変更の手続きをしないままの方が大勢いますが、行政サービスの情報がスムーズにお届けできるよう、避難されている皆さまの居所の把握が必要となっています。

住所変更の届け出をしていない方は、**全国避難者情報システム**に居所の情報提供をお願いします。

※全国避難者情報システム

避難された方から、避難先の市町村へ避難先に関する情報を提供していただき、その情報を避難元の県や市町村が活用して避難者へ情報提供等を行うものです。

(避難先が市内の場合でも利用できます)

問 市民課(内線2313)

春の交通安全運動が始まります

4月6日(金)から15日(日)までの10日間、春の交通安全運動が展開されます。

皆さんの力で、交通事故のない安全・安心な交通社会をつくりましょう。

運動の基本

「子どもと高齢者の交通事故防止」

重点項目

- 1 自転車の安全利用の推進
- 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 飲酒運転の根絶

問 防災対策課(内線4159)
各総合支所地域振興課



募集

地域づくり基金 事業助成金

この助成金は、市民が行政と協働のまちづくりにより実施する事業や、市全域のまちづくりのために地域コミュニティの活性化を図る事業を行う団体に対して、地域の活性化や協働のまちづくりの推進のために、自ら考え、具体化していく活動を支援していきます。

助成上限額・助成率

①市民が行政との協働のまちづくりにより実施する事業

助成上限額 30万円

助成率 100/100

②市全域のまちづくりのために地域コミュニティの活性化を図る事業

助成上限額 30万円

助成率 70/100

申込方法

助成金申請書に記入の上、市民協働推進課または各総合支所地域振興課まで申し込みください。(郵送不可)

※国・県・市等の他の助成事業との併用はできません。

市民審査員募集

交付対象事業を採択する一般市民審査員を募集します。(申請団体の方も審査員になれます。ただし、人数制限あり)

※当日の受け付けはできませんのでご注意ください。

申込期間

(助成金および市民審査員)

4月13日(金)～5月21日(月)

※詳しくは、お問い合わせいただくか、市のホームページ「計画・財政／がんばる石巻・地域振興情報」の欄をご覧ください。

【申・問】市民協働推進課(内線4238・4237)・各

総合支所地域振興課

在宅障害者等社会

参加促進助成券

(タクシーと自動車燃料費共通助成券)

心身に重度の障害のある在宅の障害者が通院や社会活動に参加するために、タクシーや自家用車を利用する場合、タクシーの利用料金や自動車燃料費の一部を助成しています。

平成24年度の対象者には助成券または申請書を4月2日(月)に郵送します。

対象者

身体障害者手帳1・2級および3級(肢体不自由、在宅酸素療法者のみ)、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級のいずれかを所持し、平成23年度の市民税が本人非課税の方

申請手続き

・平成23年度に交付を受けた方には、助成券を送付しますのでご利用ください。

・平成23年度に交付を受けていない方で、平成24年度に対象者となる方には申請書を送付しますので、障害福祉課または各総合支所保健福祉課で申請手続きをしてください。

次の方はお問い合わせください

・対象者の方で、郵便が届いていない場合

・震災に伴い市民税の減免を受け、平成23年度に市民税が全額免除の方

【問】障害福祉課(内線247

3・2474・2475)

宮城県住宅再建支援事業

二重ローン対策

宮城県では、震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンにかかる5年間の利子相当額(上限50万円)を補助します。

詳しくは、お問い合わせいただくか、県のホームページをご覧ください。

申請手続きの配布場所・受付窓口

市都市計画課 ☎90-8051

各総合支所地域振興課・各支所

(平日開庁日 午前8時30分～午後5時)

受付期限 平成28年3月31日まで

【問】宮城県土木部住宅課 ☎022-211-3256

Eメール juutakup@pref.miyagi.jp

Webで 宮城県 住宅課 検索

向陽地区コミュニティセンターの一般利用を開始します

震災の影響により、向陽地区コミュニティセンターの一般利用を中止していましたが、4月より一般利用ができます。

ただし、当分の間、市が施設の管理運営を行います。

予約や申請方法、利用方法が変更となりますので、詳しくはお問い合わせください。

予約方法 利用したい日の7日前までに市民協働推進課において直接または電話にて受け付けします。

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時(閉庁日を除く)
※施設では受け付けできませんのでご注意ください。

申請方法 利用したい日の7日前までに使用許可申請書を提出し、使用料を前納の上、使用許可書の交付を受けてください。使用許可書は利用日に施設へ持参願います。※利用日の変更の際も変更申請が必要となります。

利用方法に関することや不明な点はお問い合わせください。

【問】市民協働推進課(内線4238・4237)

平成24年度

児童扶養手当および
特別児童扶養手当の
4月から改定
手当額を

今回の改定は、平成23年の全国消費者物価指数の実績値が前年と比べ0.3%下落したため、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定により改定されます。

※平成24年4月に支給される手当（平成23年12月分〜平成24年3月分）は、従来の額となります。

問 子育て支援課（内線2513・2514）・各総合支所保健福祉課

児童扶養手当

	平成24年3月まで	平成24年4月以降
全部支給	41,550円	41,430円
一部支給	所得に応じて 41,540円〜9,810円の 範囲で決定	所得に応じて 41,420円〜9,780円の 範囲で決定

※第2子加算5,000円、第3子加算3,000円は変更ありません。

特別児童扶養手当

	平成24年3月まで	平成24年4月以降
1級	50,550円	50,400円
2級	33,670円	33,570円

子ども医療費助成制度の
手続きはお済みですか

これまで、0歳から小学4

年生まで外来と入院において実施してきました子ども医療費助成事業が、4月1日より、入院に係るものに限りに小学5・6年生まで助成対象年齢を拡大して実施します。

2月中旬に、平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれの子どものいる世帯へ申請書を送付していますが、まだ手続きがお済みでない方は、早急に手続きを行ってください。

問 保険年金課（内線2345）・各総合支所市民生活課・各支所



宮城海区漁業調整委員会
委員選挙人名簿
登録申請

選挙管理委員会では、申請に基づき、4月1日現在で選挙資格を調査し、宮城海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を調製します。

該当する方は、行政委員等より申請書用紙を受け取り、必要事項を記入の上、4月10日（火）までに忘れずに提出してください。

申請書用紙は各地区の行政委員・漁業協同組合・各総合支所・各支所および選挙管理委員会事務局に用意しています。

なお、前回名簿登録世帯には郵送にて申請書を配布しています。

※申請をしないで、選挙人名簿に登録されないと、宮城海区漁業調整委員会委員選挙の投票ができなくなりますので、忘れずに申請してください。

問 選挙管理委員会事務局
（内線5823・5824）

石巻市農業委員会
委員選挙人名簿
登録申請

選挙管理委員会では、申請に基づき、4月1日現在で選挙資格を調査し、石巻市農業委員会委員選挙人名簿を調製します。

該当する方は、行政委員等より申請書用紙を受け取り、必要事項を記入の上、4月10日（火）までに忘れずに提出してください。

申請書用紙は各地区の行政委員・各総合支所・各支所および選挙管理委員会事務局に用意しています。

なお、前回名簿登録世帯には行政委員を通じて（一部地域郵送）前回登録内容を記載した申請書を配布しています。

※申請をしないで、選挙人名簿に登録されないと、石巻市農業委員会委員選挙の投票ができなくなりますので、忘れずに申請してください。

問 選挙管理委員会事務局
（内線5823・5824）

住みよいまちづくりは 女性人材 リストへの 登録者募集 おたのしみまじりの おたのしみを生かして

市では、男女共同参画推進の一環として、より多くの女性の皆さまに、政策・方針決定の場に参画していただくことを目的として「女性人材リスト」を作成しており、各種審議会等の委員や講演会等の講師などを選定する際の参考としています。

市政に関心を持ち、自己の知識・経験・能力を発揮したいと思っっている女性の積極的な登録をお待ちしています。

市では、平成28年度までの審議会等への女性委員の登録率の目標数値を40%に設定しています。

平成23年4月現在は24.6%であり、今後、さまざまな分野での女性の参画が期待されます。

応募資格

市内に居住または勤務している20歳以上の女性

登録期間

登録は、随時受け付けています。

問 市民協働推進課（内線4236・4238）

固定資産税の課税台帳

平成24年度の固定資産課税台帳登録事項証明書（評価証明）および固定資産税の課税明）および固定資産税の課税台帳の閲覧について、例年は4月1日より実施しています。が、評価替え作業等が未了のため延期します。

これに伴い、平成24年度分の資産証明の発行開始も延期します。

開始時期と納税通知書の送付時期（例年5月1日）については、今後決定次第お知らせします。

問 税務課課税管理室（内線3114・3122）

就学援助制度

家庭の経済的な理由により、就学が困難と認められる児童生徒に対して、学用品や給食費などの就学に必要な経費の一部を援助する制度があります。

家庭の経済的な理由とは、保護者の職業不安定で所得が著しく低い、または家計の中心となる方が疾病、急死などにより家計が急変した、災害などの被害により就学が困難となったなど、特別な事情があり経済的に困窮している方となります。

この制度は、保護者が支払った学用品等の経費の一部を補てんするための制度であり、学校徴収金をすべて免除するものではありません。学校徴収金については、保護者等において指定期限までに全額お支払いください。

なお、申請手続きおよび詳しい内容は、各小中学校または教育総務課までお問い合わせください。

申・問 各小中学校・教育総務課（内線5018）

ご存知ですか？ 石巻市家庭教育支援チーム

家庭教育支援チームは、宮城県の養成講座を修了した子育てサポーターやサポーターリーダーが主なメンバーで、次のような活動をして家庭教育を応援しています。

- ・子育てや家庭教育に関する相談
- ・親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会提供

◇子育てサロン

月1回のペースで仮設団地集会所を会場に「子育てサロン」を開催しています。

また、要請があれば訪問して「子育てサロン」を開催します。ぜひ、ご利用ください。

- ・親子一緒に遊び・歌・ダンス・体操など親子で楽しむことができる活動や、お母さんどうしが交流できる活動などを行っています。
- ・「子育てサロン」には託児担当がいますので「子どもは遊んでお母さんは子育て相談」など親子が別々の活動に取り組みすることもできます。
- ・親子だけでなく、おばあさんとお孫さん、お母さんだけでも参加できます。
- ・室内用遊具（ジャングルジムなど）を貸し出すこともできます。気軽にお申し込みください。

申・問 生涯学習課（石巻中央公民館内） ☎21-6071・FAX21-6050



**4月1日から
「限度額適用認定証」
が外来受診にも適用
されます**

これまでは、入院するとき、事前に加入する健康保険で手続きを行い「限度額適用認定証（市民税非課税世帯の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証）」の交付を受け、認定証を医療機関の窓口へ提示することにより、医療費の支払いが自己負担限度額までとなっていました。4月1日からは、高額な外来診療を受ける場合にも適用となります。

看護事業者についても同様の取り扱いを受けることができようになります。
※外来診療の限度額適用は、月ごと・医療機関ごと、医師と歯科は別々の取り扱いになります。また、同一月に入院があった場合も別々の取り扱いになります。

国民健康保険および後期高齢者医療保険の方で、入院や高額な外来診療を受ける方は、手続きをお願いします。
手続きに必要なもの

- ・ 国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証
- ・ 印かん（認め印可、ゴム印 除く）

入院や高額な外来診療を受ける方	手続	医療機関等を受診する場合
70歳未満の方 70歳以上の非課税世帯の方	窓口で認定書の交付手続きをください。	認定窓口に保険証と医療費の窓口提示をください。
70歳以上75歳未満で課税世帯の方	手続きの必要はありません	受給窓口に保険証と医療費の窓口提示を自己負担額適用とします。
75歳以上で課税世帯の方	手続きの必要はありません	窓口提示の際に保険証を自己負担額適用とします。

※自己負担限度額は、所得により異なります。また、限度額認定証等を使用しない診療で高額療養費に該当した場合は、請求された医療費をすべて支払い、後から支給を受けることとなります。

◎被用者保険の方は、加入先の保険者へお問い合わせください。

問 保険年金課（内線2345、2349）各支所・各総合支所市民生活課

**国民健康保険加入の
皆さまへ**

簡易申告はお済みですか？

国民健康保険に加入している世帯は、毎年必ず前年の所得金額の有無にかかわらず、申告する義務があります。

すでに税務署や市役所、各総合支所で国保加入者分（国保に加入していない世帯主も含む）の申告を済ませている場合は必要ありません。

国保世帯の世帯主（本人自身が国保に加入していない場合も含む）と国保に加入して

いる世帯員全員の合算所得金額が、一定基準額を下回る場合、均等割額（1人ひとりにかかる額）と平等割額（世帯ごとにかかる額）が軽減される制度がありますので、次のような方は必ず簡易申告をしてください。

国保での申告が必要な方

- ①平成23年中に収入の無かった方（23年中の収入が雇用保険などの非課税所得のみの方も含む）
- ②平成23年中に障害・遺族年金を受給していた方（ただし、他の厚生年金・国民年金などを受給している方は申告不要）
- ③平成23年中に扶養、仕送り、退職金・預貯金で生活していた方等

受付期間

4月2日（月）～16日（月）

受付場所

市役所2階 保険年金課（窓口1番）・各総合支所市民生活課・各支所

※国保加入世帯の中に、①～③のいずれかに該当しているにもかかわらず、1人でも未申告の方がいると、保険税の

軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができなくなりますのでご注意ください。

**国民健康保険税の納税
通知書をお届けします。**

国民健康保険に加入している方には、4月中旬に仮算定分の平成24年度納税通知書（第1期～第4期の暫定賦課）を郵送します。

なお、平成23年度の保険税額が1万円未満の方（全額減免を含む）および2月27日以後に加入の届出をされた方には、平成23年中の所得金額に基づき計算される保険税の納税通知書（第5期～第10期の確定賦課）を、8月中旬に郵送します。（4月に納税通知書の発送はありません。）

※ 第5期以降の税額は8月の本算定時でなければ算出できません。

問 保険年金課（内線2337・2338・2339）
各総合支所市民生活課

介護保険料の納入通知書 をお届けします

保険料の仮算定(仮徴収)

65歳以上の方の介護保険料は、市民税の課税非課税区分および合計所得金額に基づき保険料額が決定されます。しかし、年度当初は前年中の所得状況が把握できないため、仮算定額を納付していただくこととなります。

納入通知書および口座振替などで納付している方(普通徴収者)

平成24年度介護保険料仮算定(第1期・第2期)の納入通知書を5月中旬に郵送します。

年度途中に65歳になられた方は、日本年金機構(旧社会保険庁)で特別徴収対象者として把握された後(約6カ月程度)に随時年金天引きとなります。年金天引きを新規開始する場合は、特別徴収開始通知書を送付します。

平成24年度確定賦課分(後期分)の納入通知書および年金天引き額の通知書は8月上旬に郵送します。

※減免の適用期間は3月31日から9月末に延長となります。

※震災に伴い中止している年

金天引きは、10月から予定しています。
問 介護保険課(内線2443・2444・2445)・各総合支所保健福祉課

石巻市の介護保険料 (1カ月当たりの額)

段 階	対 象 者	介護保険料	
		割 合	月 額
第1段階	生活保護を受けている方、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	基準額×0.5	1,750円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税の方(合計所得金額+課税年金収入額※が80万円以下の場合)		
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税の方(第2段階以外の方)	基準額×0.75	2,625円
第4段階	本人が市民税非課税の方(世帯内に市民税課税者がいる場合)	基準額×0.875	3,062円
	(合計所得金額+課税年金収入額※が80万円以下) 上記以外の方	基準額	3,500円
第5段階	本人が市民税課税の方(合計所得金額が200万円未満の場合)	基準額×1.25	4,375円
第6段階	本人が市民税課税の方(合計所得金額が200万円以上の場合)	基準額×1.5	5,250円

※課税年金収入額とは、市民税の課税対象となる年金(障害年金、遺族年金などの非課税年金以外の年金収入)で、公的年金控除額を差し引く前の金額(受給額)をいいます。

◎市営住宅入居者募集

【受付期間】 4月17日(火)~19日(木)

※受付時間: 午前8時30分~午後5時

【受付場所】 建築課、各管轄の総合支所

【申込書配布】 建築課および各管轄の総合支所にて受付期間前に配布していますので、お申し込みの方は早めにご来庁ください。

【募集する住宅】 ※単身での申し込みは、網掛け表示の住宅に限ります。

管 轄	本 庁	牡 鹿
種 類	公 営	勤 労 者
住 宅 名	水押7-42	鮎川南勤労者B-2号
所 在 地	水押二丁目9	鮎川浜伊勢下16-3
間 取 り	3K(6/4.5×2)	1DK(6)
建 築 年 度	昭和50年度	平成8年度
構 造	中耐4階建	木造平屋建
家 賃	10,600円~32,700円	25,000円

<重要>申し込み時点で市税などの滞納がある方、申込者または同居予定者が暴力団員の場合は申し込みできませんのでご注意ください。
※震災で住宅を失った方(り災判定が全壊または大規模半壊)については、入居収入要件に関係なく申し込みができます。
※その他詳細については、市のホームページをご覧ください。
問 建築課(内線5668・5669)・牡鹿総合支所地域振興課 ☎45-2114

後期高齢者医療保険料率が決まりました

後期高齢者医療保険料を決める保険料率は、各都道府県の広域連合で2年ごとに設定されます。宮城県の平成24・25年度の保険料率は、2月の宮城県後期高齢者医療広域連合議会において、次のとおり決まりました。

均等割額 40,920円 (平成22・23年度 40,020円)

所得割率 8.30% (平成22・23年度 7.32%)

※所得割額は、基礎控除後の総所得金額に所得割率を乗じて計算します。※一定の条件を満たせば軽減されます。また、保険料額が55万円を超える場合は、55万円となります。また、以下の軽減は、平成24年度も継続されることとなりました。

- ①均等割額の7割軽減に該当される方については、8.5割の軽減となります
- ②被用者保険の被扶養者であった方への保険料軽減措置は、引き続き均等割額の9割軽減となり加入時から2年間経過後も軽減が継続されます

※なお、個々の保険料額につきましては、7月以降にお知らせします。

問 宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎022-266-1021
市保険年金課 (内線2338・2339・2342)